

令和6年3月29日
総務企画局人事部人事課
福岡地区水道企業団総務部総務課

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の飲酒運転について

(1) 職員 総務企画局 係員 (20代)
(事故当時：福岡地区水道企業団)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和6年2月18日(日)の午前零時頃から午前5時頃まで市内の飲食店で飲酒した後、帰宅のため自家用車を運転し中央区港付近を走行中、警察に呼び止められ呼気検査を受けたところ、基準値を超えるアルコールが検出されたもの。

(4) 関係職員の処分 (福岡地区水道企業団において実施)

① 処分の内容

局長級職員：口頭訓戒

部長級職員：口頭訓戒

課長級職員：口頭訓戒

係長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 吉村

人事第2係長 三坂

電話：711-4121 (内線1351)